

## 「男女の賃金の差異」の計算について（補足説明）

# 従業員数の多い上場企業

順位	上場企業名	単独従業員数	時点
1	パナソニックホールディングス(株)	59,006	R3.3
2	(株)デンソー	45,152	R4.3
3	東日本旅客鉄道(株)	43,013	R4.3
4	(株)アイシン	36,489	R4.3
5	三菱電機(株)	36,162	R3.3
6	ホンダ	35,781	R4.3
7	富士通(株)	32,026	R3.3
8	(株)三菱UFJ銀行	30,554	R3.3
9	(株)日立製作所	29,485	R4.3
10	日本製鉄(株)	28,708	R4.3

資料出所：令和4年6月23日時点で金融庁EDINETに登録されている各社の最新の有価証券報告書の記載による。

# 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号） 第2号様式（有価証券届出書）の記載

## (29) 従業員の状況

a 最近日現在の連結会社における従業員数（就業人員数をいう。〔中略〕）をセグメント情報に関連付けて記載すること。

また、提出会社の最近日現在の従業員について、その数、平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与（賞与を含む。）を記載するとともに、従業員数をセグメント情報に関連付けて記載すること。

b 連結会社又は提出会社において、臨時従業員が相当数以上ある場合には、最近日までの1年間におけるその平均雇  
用人員を外書きで示すこと。ただし、当該臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるときは、記載を省略することができる。

c 最近日までの1年間において、連結会社又は提出会社の従業員の人員に著しい増減があった場合にはその事情を、労働組合との間に特記すべき事項等があった場合にはその旨を簡潔に記載すること。

(注) 同令の第3号様式（有価証券報告書）の記載上の留意事項は、第2号様式の記載上の留意事項を引用している。



# 有価証券報告書の提出義務者の3類型

○原則として次に掲げる有価証券の発行者は、事業年度ごとに有価証券報告書を提出しなければならない。

1. 金融商品取引所に上場されている有価証券

⇒ 上場会社

2. 募集又は売出にあたり有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した有価証券

3. 所有者数が1,000人以上の株券または優先出資証券、及び所有者数が500人以上のみなし有価証券

# 主要国の企業における情報開示の例について

## 1. イギリス

基本給等（時給換算した額）と賞与の額について、男女の差異を、中央値（メディアン）と平均値（ミーン）の両方で開示。

## 2. フランス

年間賃金について、男女の差異を、平均値を用いて計算し、スコア換算（例えば、格差0%なら40ポイント）して開示。

# 施行状況調査について

## 前回の事務局の発言

- ・ 求職者等に対して、より有意義な情報を提供する観点からも説明欄の活用は重要であり、その旨、通達やリーフレット等でしっかりと周知していく。
- ・ 事例集については、全企業の情報公表が一巡した頃を目途に作成を検討する。

## 今後の予定

- ・ 施行状況の調査は、然るべき時期に行う予定。
- ・ 1年数ヶ月で情報公表は一巡するので、その後に実施することを考えている。